

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年12月26日

新潟県人事委員会

委員長 氏 家 信 彦

新潟県人事委員会規則第6-1924号

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の退職手当に関する条例施行規則（規則第6-183号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
様式第19（裏面） (略) (略) 1 (略) 2 この処分を受けた者について、この処分の理由となつた起訴に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（ <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。） 3 (略) (略)	様式第19（裏面） (略) (略) 1 (略) 2 この処分を受けた者について、この処分の理由となつた起訴に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（ <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。） 3 (略) (略)
様式第20（裏面） (略) (略) 1 (略) 2 この処分を受けた者について、この処分の理由となつた行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（ <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、職員の退職手当に関する条例第17条第1項の規定による処分を受けることなく、その判決が確定した日又はその公訴を提起しない処分があつた日から6か月を経過した場合 3・4 (略) (略)	様式第20（裏面） (略) (略) 1 (略) 2 この処分を受けた者について、この処分の理由となつた行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（ <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、職員の退職手当に関する条例第17条第1項の規定による処分を受けることなく、その判決が確定した日又はその公訴を提起しない処分があつた日から6か月を経過した場合 3・4 (略) (略)
様式第21（裏面） (略) (略) 1 (略) 2 この処分を受けた者について、この処分の理由となつた行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（ <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、職員の退職手当に	様式第21（裏面） (略) (略) 1 (略) 2 この処分を受けた者について、この処分の理由となつた行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（ <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、職員の退職手当に

<p>関する条例第17条第1項の規定による処分を受けることなく、その判決が確定した日又はその公訴を提起しない処分があつた日から6か月を経過した場合</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>する条例第17条第1項の規定による処分を受けることなく、その判決が確定した日又はその公訴を提起しない処分があつた日から6か月を経過した場合</p> <p>3・4 (略)</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの規則の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、改正後の職員の退職手当に関する条例施行規則様式第19、様式第20及び様式第21の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。
- 3 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。
- 4 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。